

熊本県有明海区漁業調整委員会

第517回議事録

令和5年（2023年）3月15日開催

第517回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)3月15日(水) 午後2時から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一
平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 郡司掛博昭
技師 直江瑠美

議 事

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針に定める「するめいか」の知事管理区分に配分する数量
について(諮問)

第3号議案

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する
規程の制定について(協議)

事務局

定刻になりましたので、第517回熊本県有明海区漁業調整委員会
を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますの
で、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成
立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第517回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1
部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

改めてこんにちは。コロナもおさまり、桜の開花も見られ、本当に暖かい季節になりました。

それでは、ただ今から第517回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と八塚委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただき知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、操業区域、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただき内容について具体的に説明いたします。案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、くちぞこ刺し網漁業他4漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、かに網漁業及び建網漁業です。各漁業について説明いたします。

最初に、くちぞこ刺し網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド3番の図のような漁具を潮流と平

行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。今回、公示する漁業時期の制限措置は周年となっています。操業区域は、スライド5番の参考図に黄色で色付けしている有共第9号共同漁業権漁場内及び水色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、中目流し網漁業です。スライドは、5番と6番です。中目流し網漁業では、図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。漁業時期や盛期は、地域や魚種によって異なりますが、有明海、不知火海で広く操業されています。今回、操業区域や漁業を営む者の資格が異なる3種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に色付けしている海域をそれぞれ組み合わせたものになります。組み合わせにつきましては、資料3ページをご確認ください。許可を予定している隻数は合計4隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料に記載のとおりとなっています。なお、中目流し網漁業につきましては、昨シーズン一本釣り漁業や遊漁とのトラブルが多かったことから、今回要望のあった漁協以外の漁協からの要望1隻を除き、今後の中目流し網漁業の新規の許可につきましては、保留させていただきたいと考えております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、げんしき網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のような漁具を設置し、図の漁具の下側の袋状の部分にえびを落とし込んでくるまえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に示しております、青色で色付けした熊本有明海となっています。許可予定の隻数は、2隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業についてです。スライドは、9番と10番です。スライド9番の右上の図のような素焼きのつぼを海底に設置し、たこを漁獲します。漁期は、周年操業が可能であり、県内全域

で操業されています。操業区域は、スライド10番の参考図に赤色、緑色、水色で色付けしている有共第2号、同第3号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料6ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

新規の許可としては最後になりますが、ばいかご漁業についてです。スライドは、11番と12番です。スライド11番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド12番の参考図に黄色で色付けしている有共第9号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料7ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴う許可についてです。まず、かに網漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の図のような漁具を設置し、がざみ等を漁獲します。漁業時期は5月から11月までであり、有明海、不知火で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド14番の参考図に示しております共同漁業権漁場を組み合わせた区域となっています。許可予定の隻数は、合計88隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料8ページから10ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については、以上です。

次に、建網漁業についてです。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、まだい等を漁獲します。漁業時期は4月から10月までであり、有明海、天草海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に示しております、青色で色付けした有明海中央部となっています。許可予定の隻数は、合計7隻となっています。その他の内容は資料12ページに記載のとおりとなっています。建網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド17番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和5年3月17日から令和5年3月20日まで、許可の有効期間満了に伴う許可は、かに網漁業

が、令和5年3月27日から令和5年4月12日まで、建網漁業が令和5年3月27日から令和5年4月28日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
引き続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針に定める「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「するめいかに関する令和5管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は15ページをご覧ください。令和5年4月1日から始まる令和5管理年度の「するめいか」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分があり、熊本県の配分量については、「現行水準」となりました。現行水準となった過程については、次のページをご覧ください。

漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、年間漁獲可能量の配分について載せております。本資料については本委員会でこれまでご説明させていただきましたので省略させていただきますが、図の一番下にありますように、本県では国の配分を受け、都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分します。次のページをご覧ください。

漁獲可能量の配分について具体的に示すために、前年の令和4年漁期における「するめいか」の漁獲可能量を図に示しました。年間漁獲可能量は7.9万トン、そのうち大臣管理漁獲可能量は5.0万ト

ン、都道府県別漁獲可能量は1.9万トン、国の留保枠は1.0万トンと配分されました。都道府県別漁獲可能量には、内訳として数量明示0.6万トンと現行水準1.3万トンという区分があります。数量明示とは、漁獲量の多い都道府県に、具体的な数値で配分されることです。現行水準とは、熊本県のようにわずかな漁獲しかない、資源への影響が比較的小さい県には漁獲上限が数値で示されず「若干量」として配分されることです。しかし管理が不要なわけではなく、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められ、漁獲量の報告義務も適用されます。配分量が「若干量」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされていますので、県留保枠は「なし」となっております。

以上、「するめいか」に関する令和5管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

他にないようですので、第2号議案については、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい

議長

それでは異議がない旨、答申します。

続きまして、第3号議案「熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。

個人情報保護法の改正により、熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する「保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりました。本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。

まず、個人情報保護制度の見直しについて概要をご説明します。資料18ページをご覧ください。

左側が現行、右側が見直し後となっております。これまでは、総務省が所管する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護委員会が所管する個人情報保護法の3つの法律がございました。

これら3つの法律で「個人情報保護」取扱いの規定や運用に違いがあり、個人情報のデータを取扱ううえで、全国共通ルールを定める必要が出てきました。そのため、新しい「個人情報保護法」として一本化し、国、県、民間事業者が統一的な個人情報の取扱いをするという見直しが行われました。では、この改正がなされた背景について概要をご説明します。

資料19ページをご覧ください。

これまで、都道府県などの地方公共団体においては、それぞれが個人情報保護条例を制定するなどして個人情報保護制度を定めております。しかし、資料中段の表にありますとおり、各地方公共団体の個人情報保護制度に差があるという問題がございます。あるAという市では国と同じ水準の個人情報保護条例を定めていますが、B組合では条例を全く定めていない、C市では個人情報保護条例を定めているが、定めている条項が少ないといった、個人情報の保護に必要な規程を定めていない場合がある一方で、D市のように過剰に条項を設定したり、E市のように手続きが煩雑な団体があるなどの問題がありました。そこで、新しい個人情報保護法により、共通ルールを設定することで、基本的な個人情報の取り扱いを統一することとなっております。

資料ページをご覧ください。

新旧対照表を示しております。今回、個人情報保護法の改正が多岐にわたるため、委員会の規程も大きく変更となっております。従いまして、既存の規程を廃止し、新たな規程を制定することとなりました。

資料23ページをご覧下さい。

規定案の概要に今回の規定案の概要を示しています。個別の規定の説明は時間の関係で省略させていただきますが、熊本県の知事部局において、同様の規程の変更を行っている県政情報文書課から提供のあった規程案を元に、今回の個人情報保護法の改正に合わせた改正を行っております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員 (意見なしの声)

議長 それでは、他に無いようですので、第3号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、第3号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとします。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

藤森委員 シラスウナギの採捕の期間延長をお願いしたい。今は若干見えるという話を聞いているが、できたら4月末日まで延長できないか。今朝、養鰻から話があったもので。

議長 はい、水産振興課どうぞ。

水産振興課 水産振興課です。藤森委員がおっしゃるように、昨日、熊本県養鰻漁業協同組合 木下組合長から要望書が知事あてに提出されております。
現在のシラスウナギの採捕量ですが、2月末で10キログラム、昨年同時期で14キログラムだったと思いますが、最も採れなかった平成30年がトータルで18キログラムでしたので、未曾有の獲れない状況が続いております。これが、全国的な傾向でございます。他県からシラスウナギを導入するにも非常に困難を極めている状況であるということで、要望書が提出されております。
要望書を受けまして、本委員会へシラスウナギの採捕に関する特別採捕の取扱方針の変更を、つまり期日を4月30日まで延長するというような内容になるかと思いますが、それを照会事項としてお諮りすることができませんでした。
ただ、委員会の規程第6条におきましては、委員会の会議では、あらかじめ決められた議案について審議することになってはいますが、ただし、委員会に於いて緊急の内容ということであれば、その限りでないという規定もございますので、委員の皆様方に藤森委員の御発言に対しまして、御判断を頂きたいと思っております。また、照会事項でござい

ますので、取扱方針案の内容につきましては、会長に御確認いただきまして、委員の皆様方に配分するような形で進めさせて頂ければと思っております。

また、来週の20日に開催する内水面の委員会に於いても同様に取扱方針の変更について協議することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 みなさんいいですね。

委員 はい。

議長 事務局から他にありますか。

事務局 議長。今回の案件が緊急の内容であると委員会が認め、今後の進め方について議決されたという認識でよろしいでしょうか。

議長 皆さん。賛成ということでよろしいですか。

委員 はい

議長 他にありませんか。無ければ、これで第517回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。